課題１（必須）

住宅は，人々の生活を支える基盤であり，社会の礎である。こうした考え方に基づいて，住生活基本計画（全国計画）は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めている。また，全世代型社会保障構築会議も住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ，今後，地域社会を取り巻く環境が変化する中で，地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう，各種環境整備の必要性を提言している。住宅政策を考えるに当たっては，年齢層や属性などを考慮した支援対象者の具体的なニーズや，各地域における活用可能な資源等の実態を十分に踏まえつつ，住宅の質の確保や既存の各制度との関係の整理も含めて議論を深め，必要な制度的対応を検討する必要がある。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法)」における住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上の促進のために解決すべき課題を挙げ，その課題を解決するために必要な施策について論じなさい。

② ①で挙げた課題以外に現在の住宅政策が直面する様々な課題の中から一つを挙げ，それが重要であると考える理由を述べなさい。その上で，その課題を解決するために必要な施策について論じなさい。

資料１　住宅セーフティネット法における「住宅確保要配慮者」の範囲

・低額所得者
・被災者（発災後３年以内）
・高齢者
・障害者
・子ども（高校生相当まで）を養育している者
・住宅の確保に特に配慮を要する者として国土交通省令で定める者
（例）
外国人，DV 被害者，犯罪被害者，矯正施設退所者，東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後３年以上経過）など

出所：国土交通省 HP「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討状況について」（社会資本整備審議会住宅宅地分科会第57回配付資料）を基に作成

資料２　一般世帯総数，平均世帯人員の推移（昭和55(1980)～令和32(2050)年）

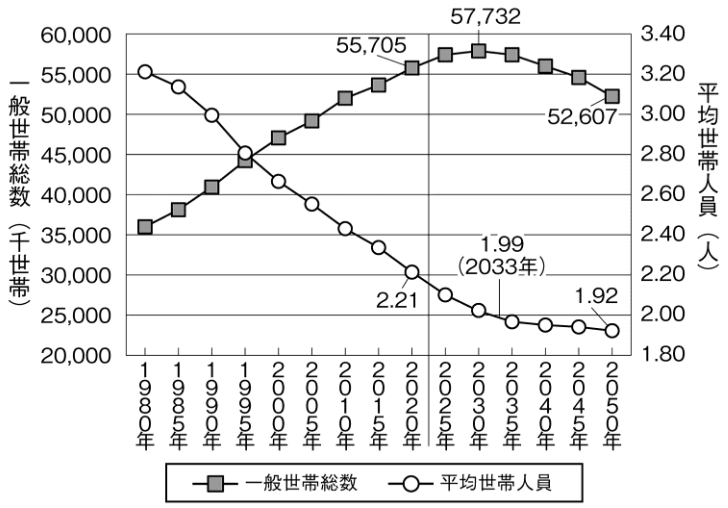

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和６(2024）年推計)」

資料３　一般世帯総数に占める世帯主65歳以上，75歳以上，85歳以上の世帯と65歳以上単独世帯の割合（令和２(2020)～32(2050)年）

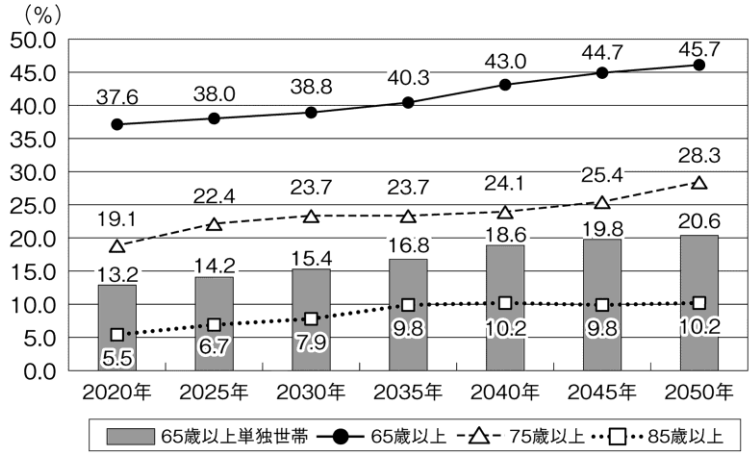

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和６(2024）年推計)」

資料４　総住宅数と増加率

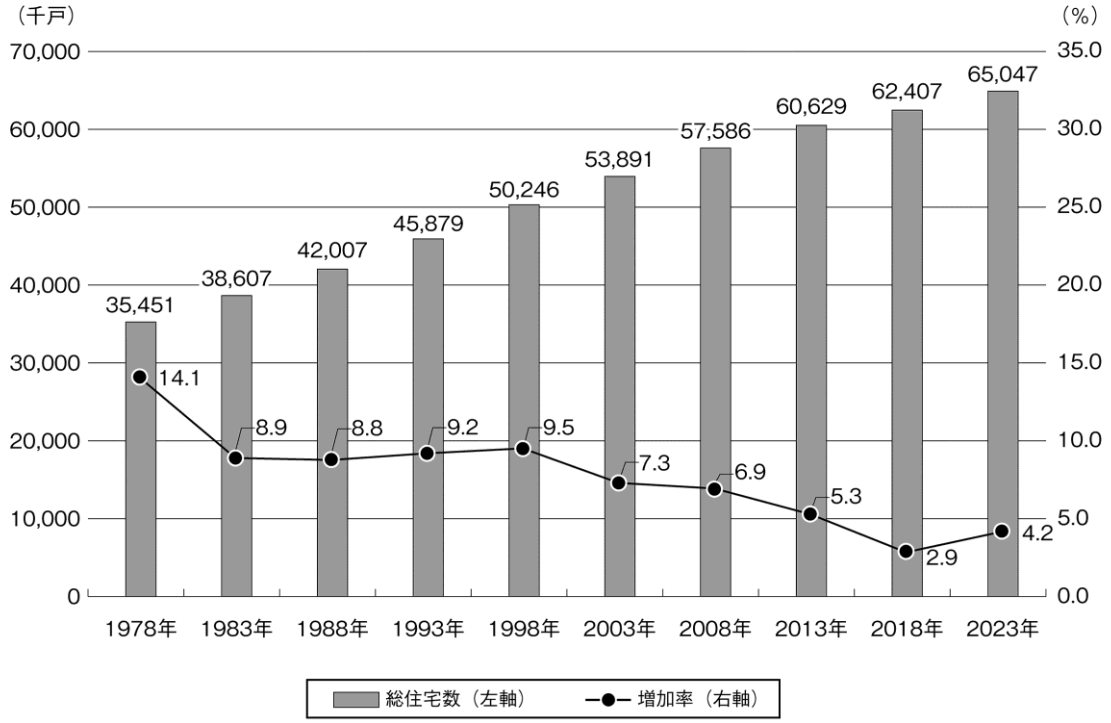

出所：総務省統計局「令和５年住宅・土地統計調査　住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果」を基に作成

資料５　令和６年に住宅セーフティネット法等が改定された際の改正点の骨子

１．大家が賃貸住宅を提供しやすく，住宅確保要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

２．居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

３．住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

出所：国土交通省 HP を基に作成

資料６　住宅確保要配慮者に対する大家等の意識（2022年）

	５年前と変わらず拒否感はない。	５年前は拒否感があったが現在はない。	拒否感はあるものの５年前より弱くなっている。	５年前と変わらず拒否感が強い。	５年前より拒否感が強くなっている。
高齢者	27%	7%	44%	16%	6%
障がい者	28%	6%	23%	36%	7%
子育て世帯	71%	10%	16%	2%	0%
外国人	26%	10%	44%	12%	8%

出所：国土交通省 HP「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討状況について」（社会資本整備審議会住宅宅地分科会第57回配付資料）を基に作成

資料７　空き家数及び空き家率の推移－全国（1978年～2023年）

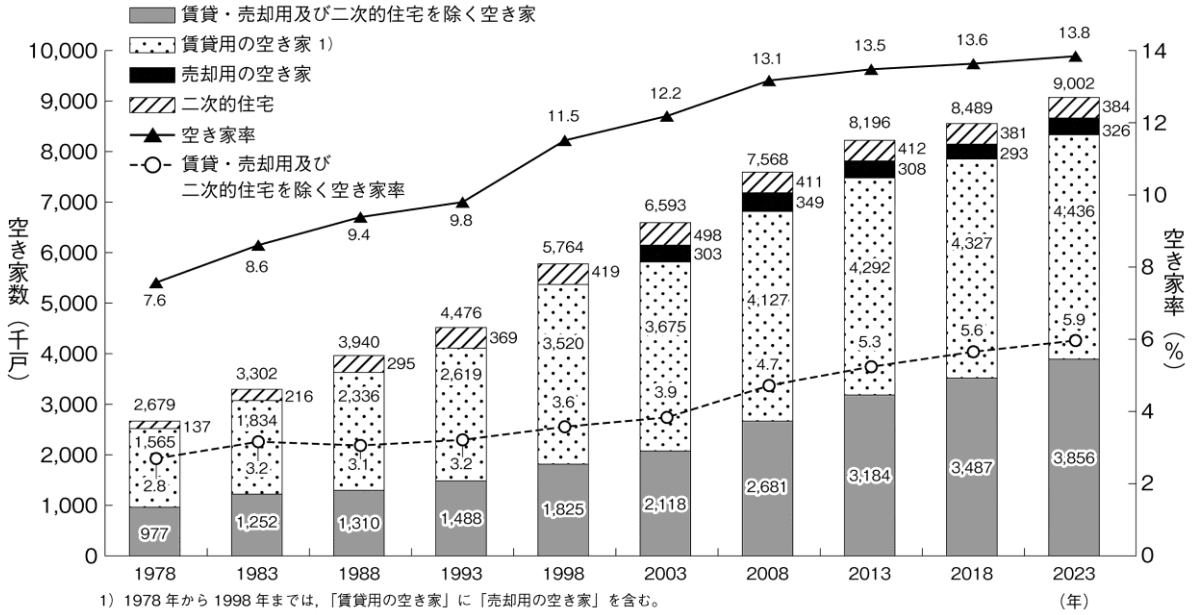

出所：総務省統計局「令和５年住宅・土地統計調査　住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果」

（注）：「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」とは，賃貸用の空き家，売却用の空き家，二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で，例えば，転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などを指す（空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。）。

「二次的住宅」とは，別荘，残業で遅くなったときなどにたまに寝泊まりする人がいる住宅を指す。

資料８　住宅地の地価の推移（平成26年＝100とする指数）

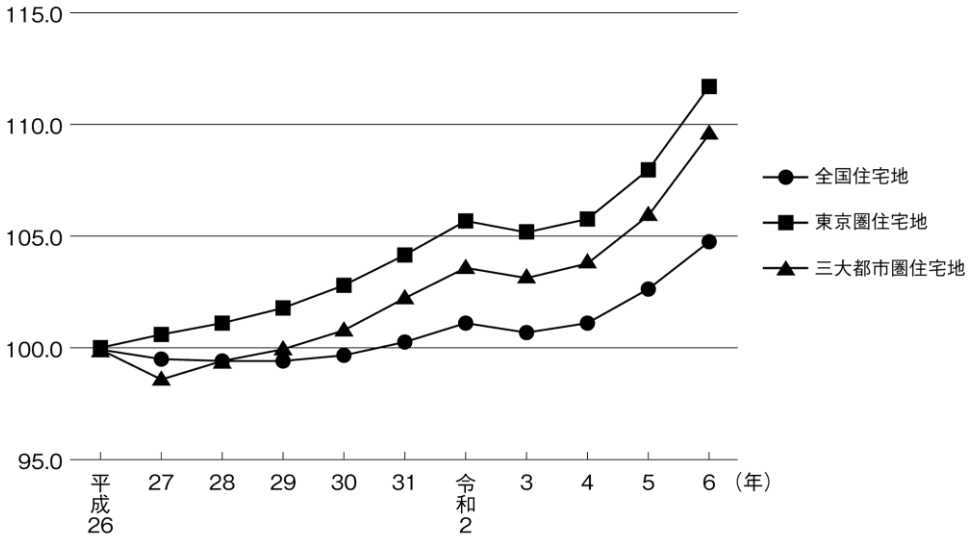

出所：国土交通省 HP「令和6年度住宅経済関連データ」を基に作成

資料９　首都圏のマンション価格，住宅地価格，住宅建設工事費，消費者物価の累積変動率の推移（昭和50年＝100とする指数）

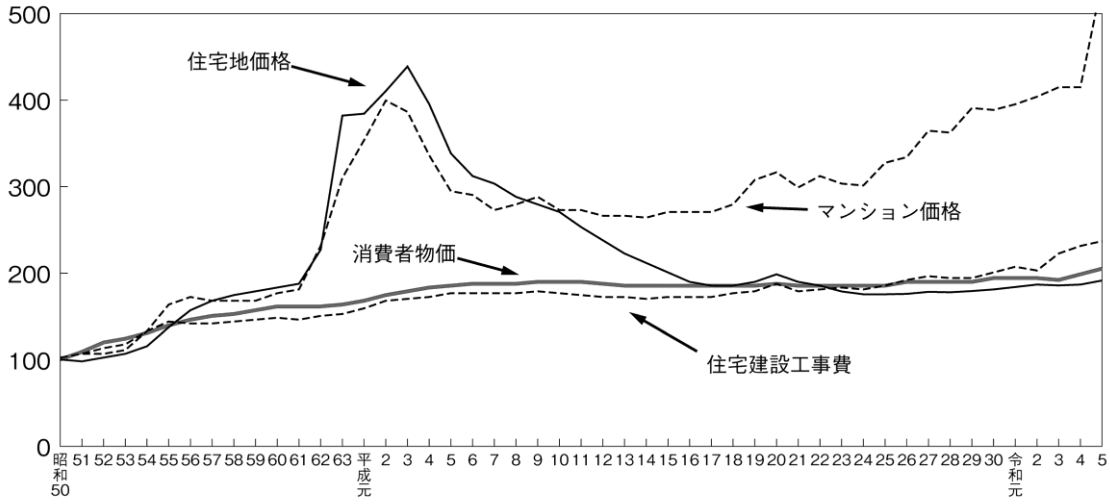

出所：国土交通省 HP「令和６年度住宅経済関連データ」

資料10　首都圏・全国のマンション価格の年収倍率の推移

項目＼年			平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
年収（万円）		首都圏	775	786	806	818	802	809	816	835	830	846
		全国	702	709	715	722	729	736	740	749	768	769
マンション	価格（万円）	首都圏	5,060	5,518	5,490	5,908	5,871	5,980	6,084	6,260	6,288	8,101
	年収倍率		6.5	7.0	6.8	7.2	7.3	7.4	7.5	7.5	7.6	9.6
	価格（万円）	全国	4,306	4,618	4,560	4,739	4,759	4,787	4,971	5,115	5,121	5,910
	年収倍率		6.1	6.5	6.4	6.6	6.5	6.5	6.7	6.8	6.7	7.7

出所：国土交通省 HP「令和 6 年度住宅経済関連データ」を基に作成

資料11－１　最近のマンション価格高騰の要因の例

・マンションの供給数の増加が見込めない。
・マンション用地の取引は採算のとれる人気エリアに集中している。
・建築資材価格や人件費が高騰している。
・マンション価格は外国に比べると割安であり，円安の影響もあって海外の投資マネーが流入している。
・富裕層が株式投資で膨らんだ資産をマンション購入に充当している。

出所：毎日新聞デジタル　2025年３月14日配信記事
日本経済新聞社編『Q&A 日本経済のニュースがわかる！［2025年版］』日経 BP 日本経済新聞出版
を参考にして作成

資料11－２　マンション価格水準の比較（2024年４月　東京＝100）

（著作権の関係により省略）

出題の趣旨（課題１）

本問は，まず設問①において住宅セーフティネット制度を題材にして，日本社会全体が直面している人口減少と高齢化等をめぐる課題に対する理解を確認し，その課題を解決するために必要な施策を論じることを求めている。その上で設問②では，住宅政策全般に対象を広げて，資料から課題を自ら抽出し，それを解決するために必要な施策を考えさせている。

本問は，様々な資料を基に，課題を見つけ出してそれを解決するための施策を立案する能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題１）

設問①に関して

住宅セーフティネット法が定める住宅確保要配慮者の範囲が高齢者や低所得者，障がい者等である点や，核家族化，単身世帯化，近年の住宅価格高騰などの状況を踏まえて論じた答案が多く，おおむねよく解答されていた。

本問では，住宅確保要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備，居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給推進，住宅施策と福祉施策の連携による地域における居住支援体制の強化といった施策がどのようなものであるかを問う内容となっている。各資料を基にして，全国で増加している空き家を活用した住宅共有策について論じたり，貸主の意識改善や支援を通じて高齢者や障がい者等に対する福祉的な支援を拡充する施策について論じたりする答案もあった。

設問②に関して

本問は現在の住宅政策が直面する課題の考察と論理的な説明，そして政策立案能力を見ることを目的としたものである。各資料を基にして，世帯人員の減少と単独世帯の増加，空き家の増加，首都圏を中心とする住宅価格上昇といった課題を自ら抽出することができており，よく解答されていた。

そして，それらの課題を解決するために必要な施策としては，

・増加傾向にある単独世帯向けのリノベーション
・耐震化による空き家活用
・外国人の不動産購入も含む不動産投資による価格高騰に対して，相互主義の原則に従った投資規制
・投資・転売目的ではなく住居として使用するために不動産を購入する者に対する税制優遇
・地方移住や二拠点生活等のライフスタイルの浸透による地方活性化施策の推進

といった施策を挙げる答案もあった。

課題２（選択）

我が国の財政法第４条第１項本文では「国の歳出は，公債又は借入金以外の歳入を以て，その財源としなければならない。」と定められている。一方，財政の役割として「資源配分」，「所得再分配」，「経済安定化」などの役割があり，これらを果たす必要がある。

一般会計の当初予算を見ると，歳出が年々増加する傾向にあるが，近年では税収も増加している。令和７年度の当初予算における公債依存度は24.9％であり，また政府債務残高の対 GDP 比は諸外国に比べ高い水準にある。なお，政府の債務残高から政府が保有する金融資産を差し引いた純債務残高の対 GDP 比を見ると，諸外国との差は債務残高の対 GDP 比よりも小さくなる。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 一般会計の予算規模が拡大してきた背景にはどのようなことが考えられ，また今後どのように推移すると見られるかを述べなさい。

② ①で述べたことと資料で示されている物価や金利などの状況を踏まえると，今後どのような財政運営をしていくべきかを提案しなさい。

資料１　一般会計歳出等の推移

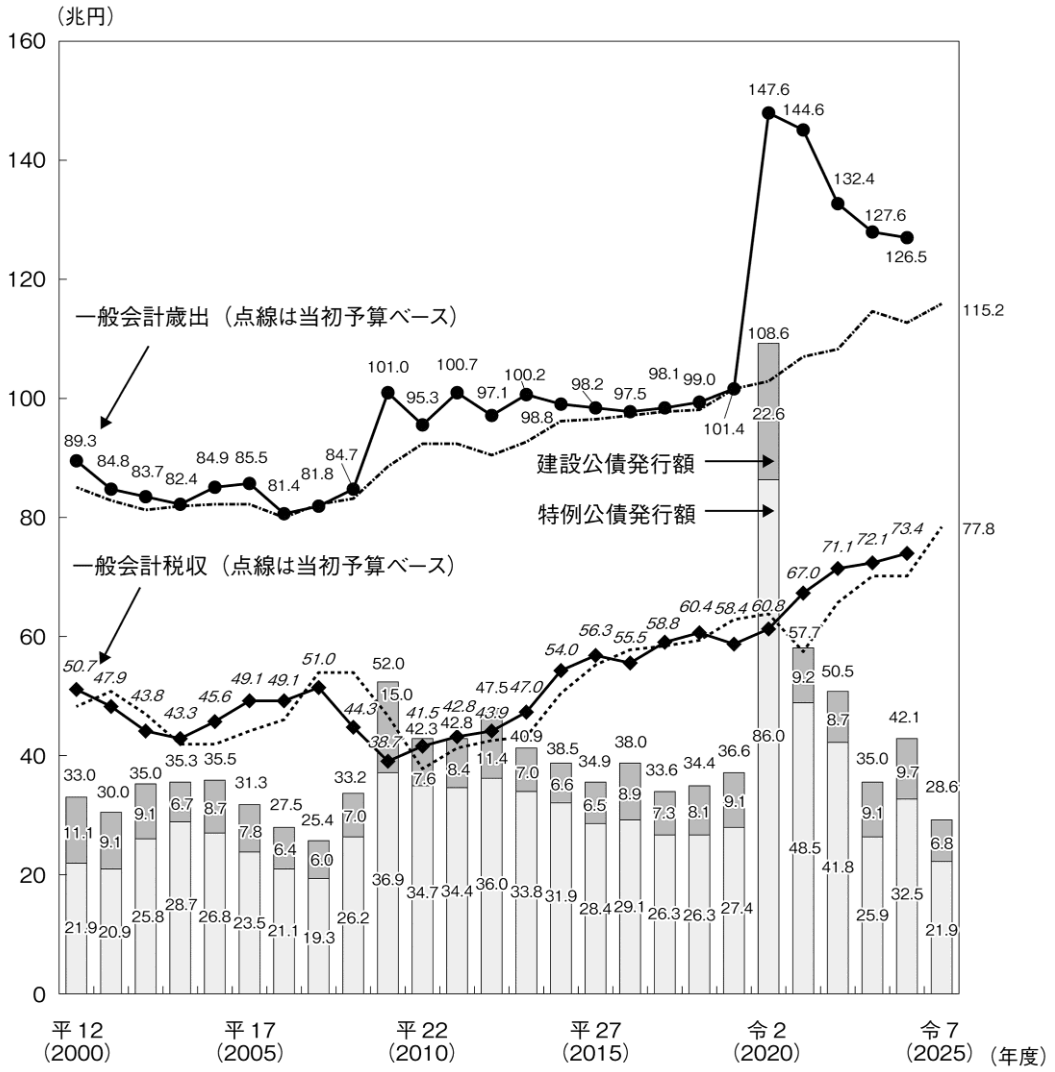

（注１）令和５年度までは決算，令和６年度は補正後予算，令和７年度は衆議院修正＋参議院修正後予算による。点線は当初予算による。

（注２）平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債，平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

出所：財務省主計局「我が国の財政事情」（令和７年度予算（衆議院修正＋参議院修正後））（令和７年３月）を基に作成

資料２　政府の債務残高と純債務残高の国際比較（対 GDP 比）

債務残高　（%）

暦年	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)
日本	198.8	205.9	219.2	226.1	229.5	233.3	228.3	232.4	231.3	232.4	236.4	258.4	253.7	256.3	*249.7*	*251.2*
米国	86.6	95.2	99.5	103.1	104.3	104.2	104.7	106.6	105.5	106.8	108.0	131.8	124.5	118.6	118.7	*121.0*
英国	64.9	75.9	81.4	84.5	85.3	87.1	87.9	87.8	86.7	86.3	85.7	105.8	105.1	99.6	100.0	*101.8*
ドイツ	71.7	80.4	77.8	79.2	76.8	73.8	70.6	67.6	64.0	60.7	58.6	67.9	67.9	64.8	62.7	*62.7*
フランス	83.1	85.2	87.7	90.6	93.3	94.7	95.5	98.1	98.4	98.1	97.6	114.6	112.6	111.1	109.9	*112.3*
イタリア	116.1	118.7	119.1	125.8	131.8	134.7	134.7	134.1	133.6	134.0	133.6	154.1	145.5	138.1	134.6	*136.9*
カナダ	81.8	84.0	84.3	87.2	87.6	85.5	92.0	92.4	90.9	90.8	90.2	118.2	113.5	107.4	107.5	*106.1*

純債務残高　（%）

暦年	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)
日本	120.3	128.9	139.9	144.0	142.8	144.9	144.4	149.5	148.1	151.1	151.7	162.0	156.3	149.8	*154.2*	*155.8*
米国	62.9	69.8	76.3	80.3	80.3	80.9	80.9	81.9	80.1	80.8	82.7	97.8	97.3	93.2	95.7	*98.8*
英国	58.2	68.8	73.2	76.0	77.1	78.9	79.3	78.8	77.2	76.6	75.8	93.1	91.7	89.8	91.5	*91.6*
ドイツ	58.9	60.7	58.9	58.2	57.3	53.8	51.2	48.3	44.6	42.0	39.6	45.1	46.0	46.2	45.1	*45.6*
フランス	71.5	75.4	78.1	82.0	85.0	87.7	88.6	89.9	89.5	89.5	89.0	101.6	100.5	101.0	101.7	*104.1*
イタリア	105.9	107.8	108.9	113.5	118.6	120.8	121.7	121.0	120.8	121.4	121.2	140.8	133.4	126.9	124.1	*126.6*
カナダ	26.8	28.2	28.9	28.5	26.7	21.7	18.5	18.0	12.7	11.7	8.7	16.1	14.3	15.6	13.1	*14.4*

（出所）IMF “World Economic Outlook”（2024年10月）
（注１）数値は一般政府（中央政府，地方政府，社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注２）日本は，2023年及び2024年が推計値。それ以外の国は，2024年が推計値。
（注３）純債務残高は，債務残高から金融資産（通貨・預金，負債証券等）を差し引いたもの。

出所：財務省主計局「我が国の財政事情」（令和７年度予算（衆議院修正＋参議院修正後））
（令和７年３月）

資料３　我が国の年齢構造の推移と将来予測

年	0～14歳 人口割合	15～64歳 人口割合	65歳以上 人口割合	うち 75歳以上 人口割合
1980	23.5%	67.4%	9.1%	3.1%
2000	14.6%	68.1%	17.4%	7.1%
2020	11.9%	59.5%	28.6%	14.7%
2040（推計）	10.1%	55.1%	34.8%	19.7%

出所：総務省統計局「国勢調査」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計)」を基に作成

資料４　利払費と金利の推移

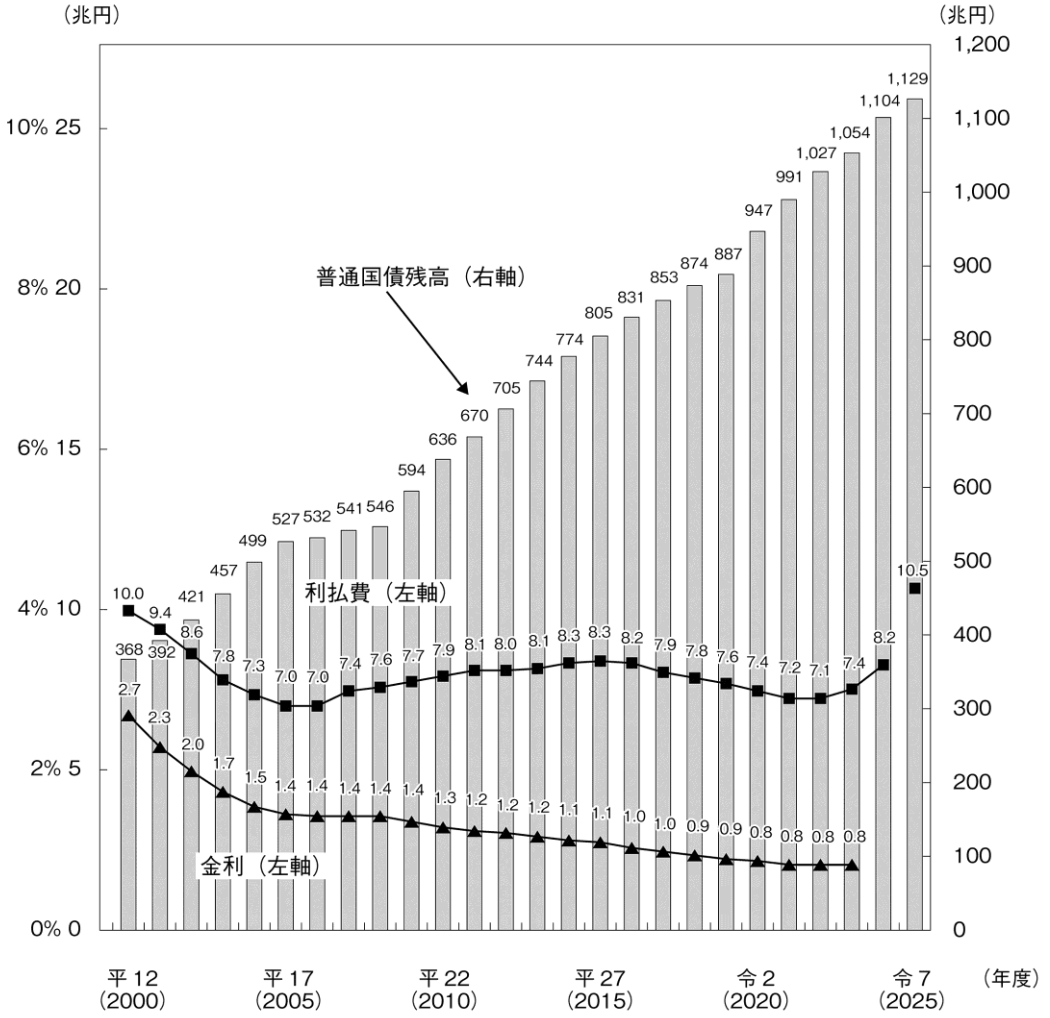

（注１）利払費は，令和５年度までは決算，令和６年度は補正後予算，令和７年度は衆議院修正＋参議院修正後予算による。

（注２）金利は，普通国債の利率加重平均の値を使用。

（注３）普通国債残高は各年度３月末現在高。ただし，令和６年度は補正後予算，令和7年度は衆議院修正＋参議院修正後予算に基づく見込み。

出所：財務省主計局「我が国の財政事情」（令和７年度予算（衆議院修正＋参議院修正後））（令和７年３月）を基に作成

資料５　消費者物価（全国）の推移

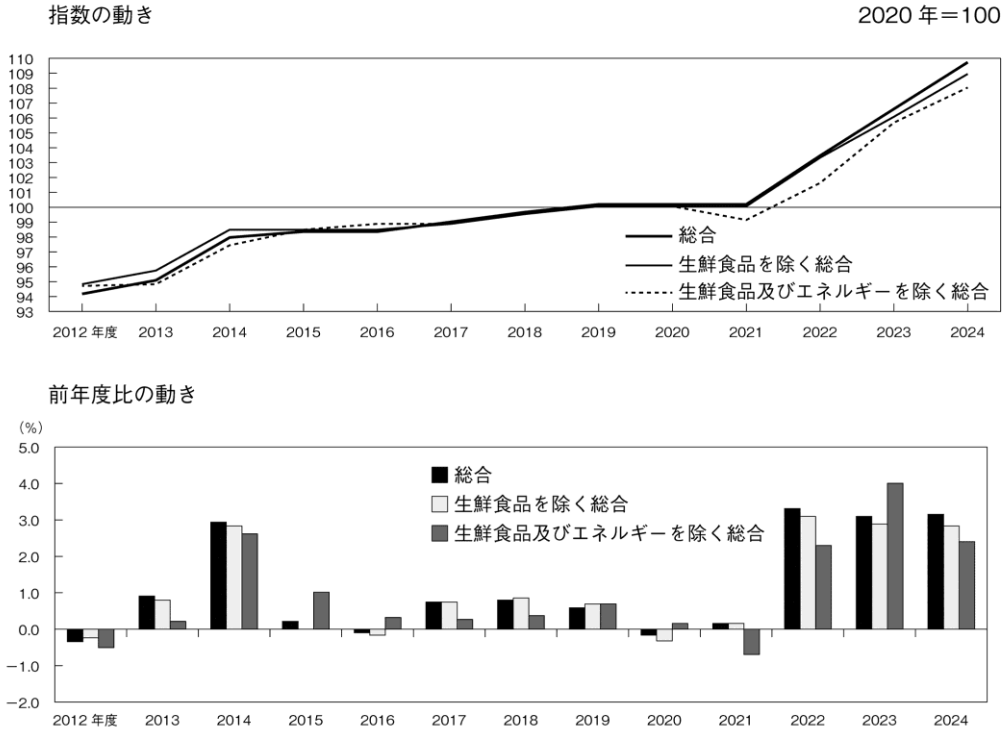

出所：総務省統計局「2020年基準　消費者物価指数　全国　2024年度（令和６年度）平均（2025年４月18日公表）」

資料６　実質賃金の動き　事業所規模別現金給与総額

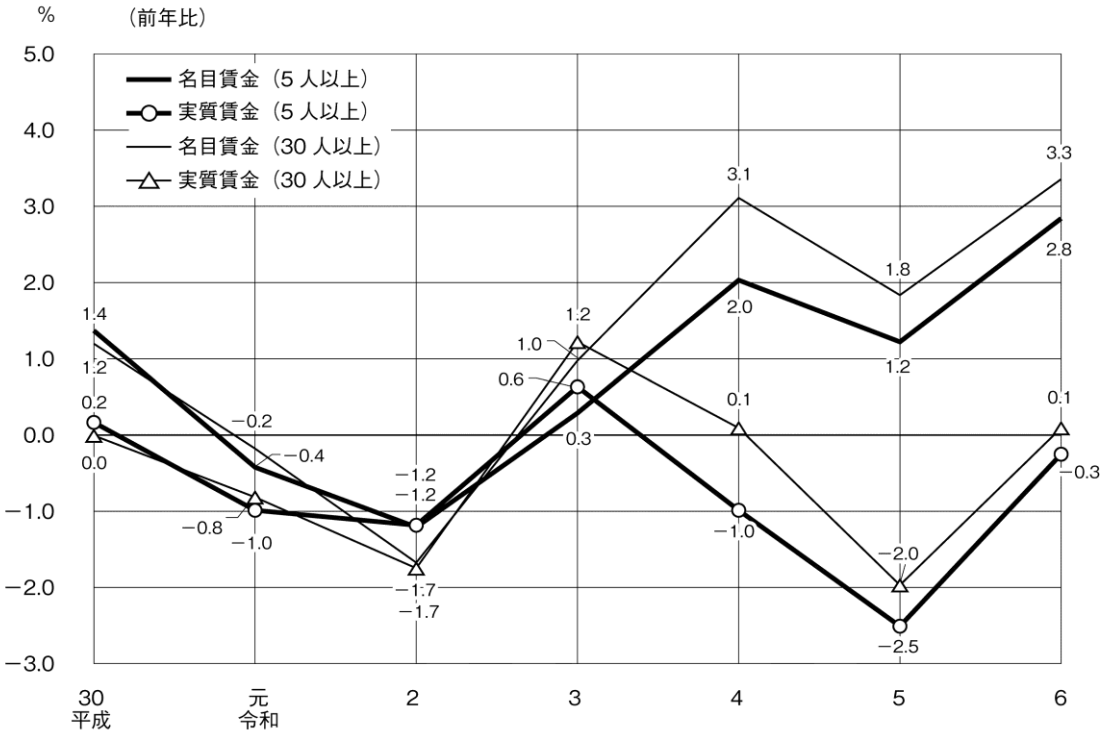

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査　令和６年分結果確報」

資料７　今後発生すると予想されている大規模地震

近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には，南海トラフ地震，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震，首都直下地震，中部圏・近畿圏直下地震があります。

中でも，関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震は，今後30年以内に発生する確率が80％，首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は，今後30年以内に発生する確率が70％と高い数字で予想されています。

出所：内閣府 HP　防災情報のページ

資料８　各国の国防費の推移

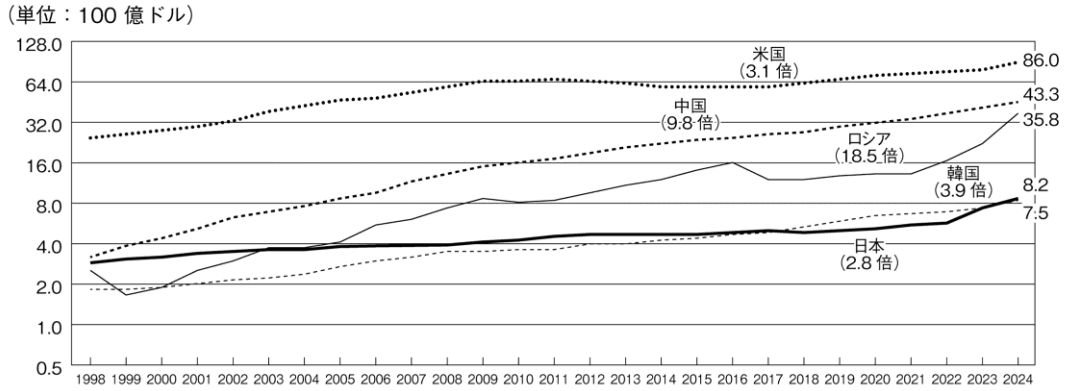

（注）１　国防費については，各国発表の国防費を基に，各年の購買力平価（OECD 発表値：2024 年４月現在）を用いてドル換算。なお，現時点で 2024 年の購買力平価は発表されていないことから，2024 年の値については，2023 年の購買力平価を用いてドル換算。

２　日本の防衛関係費については，当初予算（SACO 関係経費，米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分，国土強靭化のための３か年緊急対策に係る経費などを除く。）。

３　各国の 1998-2024 年度の伸び率（小数点第２位を四捨五入）を記載。

出所：防衛省編『令和６年版防衛白書』を基に作成

資料９　経済の中長期的な展望

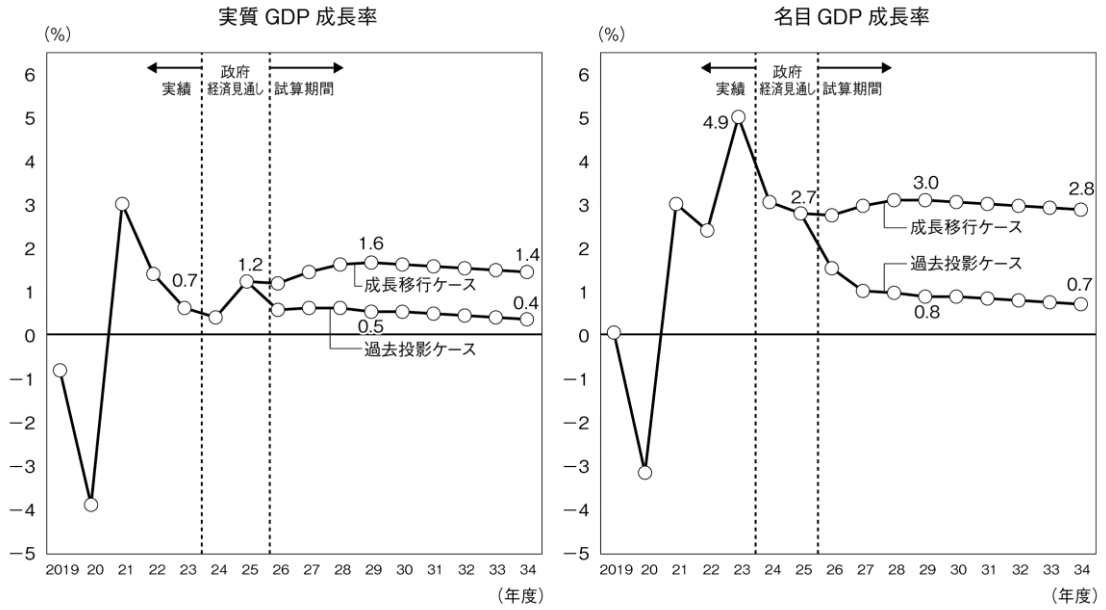

出所：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（2025年１月）」

出題の趣旨（課題２）

本問は，まず設問①において，資料に即して，一般会計の予算規模が拡大してきた背景を分析した上で，予算規模が今後どのように推移することが見込まれるのかを考察することを求めている。そして設問②では，設問①での考察などを踏まえて財政運営の在り方について論じることを求めている。

本問は，政策に対する考え方の違いによらず共有すべき現状認識ができるかどうか，そしてその現状認識を踏まえて政策の方向性を示すことができるかどうかを見るねらいがある。

採点の全体講評（課題２）

本問は財政運営に関しての設問であり，多くの受験者は一定の知識等を有しており，それぞれが適切な解答をしているという印象があった。また，資料の解釈や引用についてもおおむね適切であり，十分に読み込んだ解答も見受けられた。

ただし，設問①では過去の財政拡大の背景と今後の推移の見込みを，設問②では財政運営の在り方をそれぞれ問うているのに対し，これらの趣旨に添わない解答も少なからず見られた。

設問①については，これまでの財政拡大の背景を多くの受験者が整理できていた。その一方で，今後どのように推移していくかについての記述が相対的に希薄であり，少子高齢化や金利上昇等の要因を踏まえ，かつ国際情勢や災害対応などの視点も含めた解答はそれほど多くなかった印象がある。

設問②については，上記でも述べたように今後の財政運営を「どうしていくべきか」と問うているのに対し，設問に対して答えるというよりも，設問の趣旨とは関係なく，受験者自身が想定している政策を書き連ねているような答案も見受けられた。加えて，財政運営と債務残高の関係，特にドーマー条件等の経済学的な検討を行った解答が見られず，少し残念であった。

全般的に，受験者に一定程度の知識があることは前提にした上で，設問に直接的に答えているか，これに加え解答が論理的であるかどうか，独りよがりではないか，一方的な見方に偏っていないかといった点で差が生じていた。

課題３（選択）

欧州連合（EU）は，「森林減少フリー製品規則（EU Deforestation Regulation, EUDR）」の適用開始を本年12月30日から予定している。EUDR は，違法伐採木材等の取引を規制することを目指し，2013年に施行された「EU 木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）」を代替するものである。EUDR の目的は，EU 域内で使用あるいは消費される製品が森林減少や森林劣化に寄与することを回避し，規制対象となる製品の生産や消費に起因する温室効果ガスの排出量削減及び生物多様性の損失削減に貢献することにあるとされる。

EUTR と EUDR の主な相違点は，前者が違法伐採木材・木材製品を EU 市場に入れることを禁止したのに対して，後者は，森林減少や森林劣化に伴って生産されたか，生産国の法律に違反して生産された農業関連産品を同市場において流通させることを禁止している点にある。つまり，規制の対象が違法に伐採された木材やそれを使用した製品に限定されず，合法であっても森林減少や森林劣化に貢献したと認められる木材製品以外の農業関連産品にも拡張されたのである。より具体的には，牛，カカオ，コーヒー，アブラヤシ，ゴム及び大豆とその関連製品である牛肉，チョコレート，パーム油，タイヤなどが新たに規制の対象となった。また EUDR は，規制対象製品が域内で取引されるリスクを最小限にするために，EUTR において導入されたデューデリジェンス（適正評価）の仕組みをより堅強な制度へと発展させている。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① なぜ EU は，カカオとその関連製品であるチョコレートを規制の対象にしたのかを説明しなさい。

② 次の(ア)，(イ)について説明しなさい。

(ア) EUDR のデューデリジェンスの仕組みは，前身である EUTR のデューデリジェンスの仕組みと比べると，規制対象が広がった点以外に，どのような変更点があるのか。

(イ) そのような変更がなされた理由は何か。

③ 我が国が EUDR のような仕組みを導入する場合，カカオ生産国が抱える課題を解決するためには，EUDR でデューデリジェンスの対象になっている事項に加えて，どのような事項を対象とすべきかを述べなさい。

資料１　世界におけるカカオの生産と貿易

（著作権の関係により省略）

資料２－１　ガーナにおける森林減少の状況

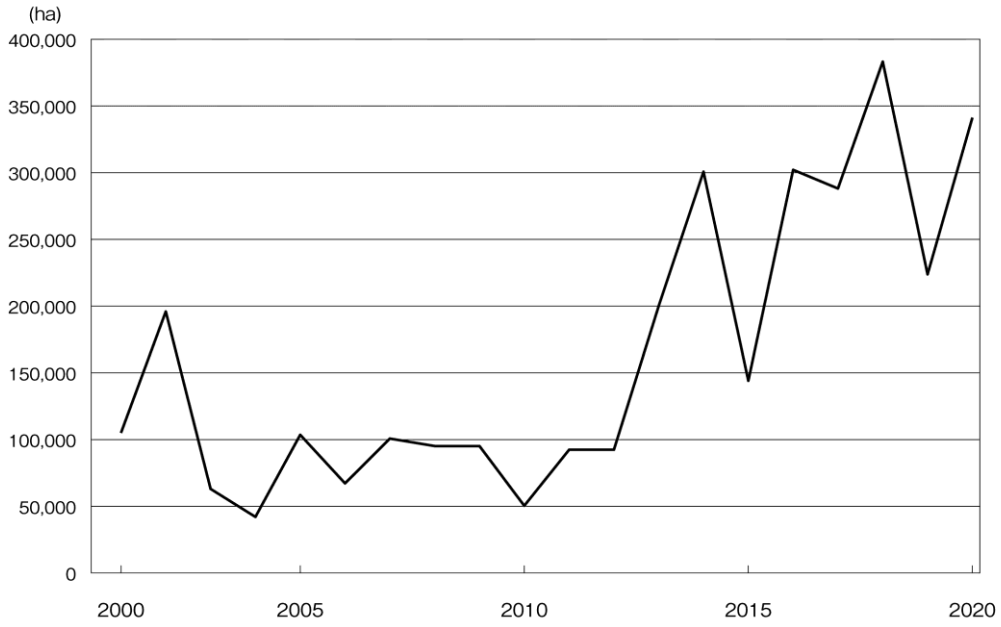

出所：Mighty Earth　*Sweet Nothings*　2022年を基に作成

資料２－２　ガーナのカカオ生産地域で減少した森林の面積が2019年の森林の面積に占める割合

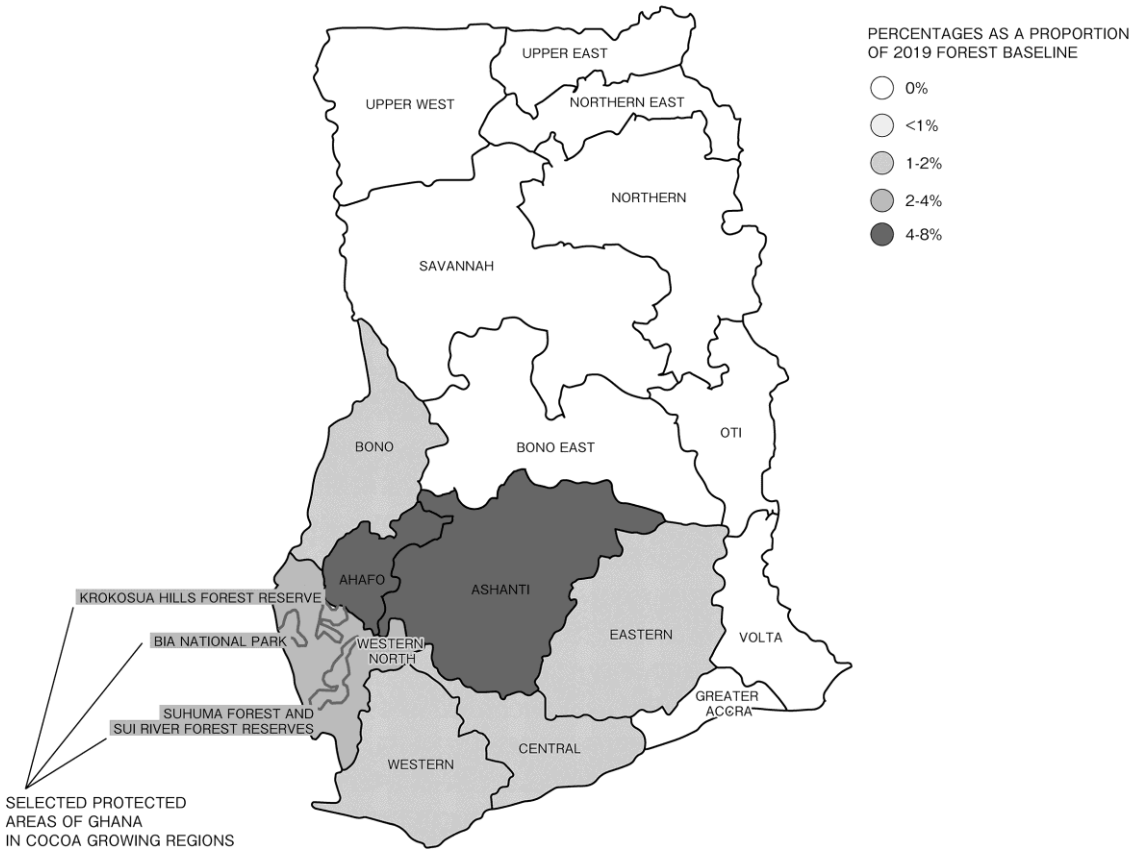

出所：Mighty Earth　*Sweet Nothings*　2022年を基に作成

（注）ガーナにおけるカカオ生産は，国土の約34％を占める南西部の高木の森林植生地帯で行われている。

資料３　EUTR と EUDR の相違点

	EUTR	EUDR
事業者の義務	デューデリジェンスを行う義務はあるが，各国の管轄官庁にその内容を説明する義務はない（問合せを受けた場合には報告しなければならない。）。	EU の情報システムにデューデリジェンス声明を提供する義務がある。
デューデリジェンスにおいて把握すべき生産地に関する情報	木材の伐採国とその国における地域など	生産地の緯度経度情報（地理情報システム上のデータ）など

出所：鮫島弘光「欧州森林破壊防止規則（EUDR）の概要と対 EU 輸出国の対応，予想される日本への影響（上）」『木材情報』2024年６月号　日本木材総合情報センター
林野庁 HP「合法伐採木材等に関する情報：欧州連合（EU）」を基に作成

資料４　認証されたカカオの生産量と世界全体の生産量に占める割合

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
認証されたカカオの生産量（千 t）	699	897	953	1, 566	1, 409	1, 374
世界全体の生産量に占める割合	16%	20%	20%	30%	25%	24%

出所：VOICE Network　*Cocoa Barometer 2020*
『世界国勢図会』（矢野恒太記念会）の各年版を基に作成

（注）「認証」とは，レインフォレスト･アライアンスやフェアトレードといった団体が行っているものである。
例えば，レインフォレスト・アライアンスは，森林減少禁止，農地レベルのトレーサビリティシステム，児童労働リスクの特定と低減などを要件として認証を行っている。また，フェアトレードは，公正な取引を通じた生産者の持続可能な生活の実現などを目指して，国際フェアトレード基準に基づいて認証を行っている。

資料５　カカオのトレーダーと加工業者，チョコレート製造業者のトレーサビリティ（2021年）

トレーダー，加工業者名	OFI	Barry Callebaut	Cargill	ECOM	Sucden	Touton	Blommer /Fuji Group	ETG	Cemoi
全使用量（単位:千t）	1,019	988	875	800	525	328	200	102	80
生産者協同組合まで追跡可能なカカオの割合	61%	40%	66%	52%	50%	100%	−	−	87%
農園まで追跡可能なカカオの割合	38%	30%	49%	25%	24%	59%	40%	76%	38%

チョコレート製造業者名	Mondelēz International	Nestlé	Mars	Hersheys	Ferrero	Lindt und Sprüngli
全使用量（単位:千t）	400	391	365	220	208	145
生産者協同組合まで追跡可能なカカオの割合	75%	−	59%	68%	100%	−
農園まで追跡可能なカカオの割合	59%	51%	44%	46%	96%	64%

出所：VOICE Network *Cocoa Barometer 2022*（エグゼクティブサマリー　日本語版）を基に作成

資料6　ガーナにおけるカカオ生産者の収入

（著作権の関係により省略）

資料７　世界のチョコレート市場規模の推移

（著作権の関係により省略）

資料８　カカオ農園の収穫量の増加による純利益（収入－経費）への影響

（著作権の関係により省略）

出題の趣旨（課題３）

本問は，森林破壊リスクを伴うカカオの生産に対する消費国の対応について，資料を基に分析するとともに，カカオの生産国が抱える課題を解決するために我が国ができることが何であるかを論じることを求めている。

本問は，施策の変更点とその意図を資料を基に分析するとともに，今後あるべき施策を考察する能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題３）

設問①に関して

西アフリカ地域に属するコートジボワールやガーナが世界のカカオ豆生産で大きなシェアを占めること，そしてカカオ豆が栽培されている地域で森林破壊が見られることについては，概ね把握できていた。しかし，カカオ消費が先進国，とりわけ欧州諸国に集中していることから，EU が森林破壊リスクの高い方法で生産されたカカオ豆の輸入を制限することが効果的であることに言及した答案は，意外と少なかった。

設問②に関して

（ア）については，EUDR の下でのデューデリジェンスの仕組みには，EUTR の下での仕組みと比べてどのような変更点があるのかについて正しく説明できていた答案は多かった。

しかし，（イ）については，

・民間認証制度の信頼性の問題やカカオ生産における認証制度の普及率の低さが，カカオ豆やカカオ加工製品の流通過程におけるトレーサビリティの低さと関係している点を説明した答案
・EUDR において新しいデューデリジェンスの仕組みが採用された理由がトレーサビリティの改善にあったことを説明した答案

は期待したほど多くなかった。

設問③に関して

カカオ農家の収入が低く，最低限の生活に必要な生活所得を得られていないという解決すべき課題について触れた答案は多かった。しかし，

・カカオ豆への需要増加がカカオ農地の拡大を招き，それによって森林破壊がさらに進むこと。
・農地の拡大がかえってカカオ農家の一人当たりの収入を減少させる可能性があること。

に言及する答案は，多くなかった。また，そうした課題への対策としてカカオ農家に対する経営支援やフェアトレードの促進などに関する報告義務を提案する答案は，予想以上に少なかった。そのほか，デューデリジェンスの主体が国ではなく事業者（企業）であることの理解が不十分であるためか，デューデリジェンスを十分に実施しない国に対して関税を引き上げるといった解答も見られた。